

高福第 16-2 号

令和 5 年 4 月 10 日

各医療機関の管理者 様

埼玉県保健医療部長 表 久仁和

埼玉県福祉部長 金子 直史

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
高齢者施設等への対応に関する御協力について（依頼）

県の新型コロナウイルス感染症対策及び高齢者施策の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件に関しましては、令和 5 年 3 月 10 日付新型コロナウイルス感染症対策本部決定において、高齢者施設等における対応について、入院が必要な高齢者が適切かつ確実に入院できる体制を確保するとともに、施設等における感染対策の徹底、医療機関との連携強化や療養体制確保等を進めることとされているところです。

このたび、厚生労働省から都道府県に対して、類型見直しに伴う高齢者施設等における協力医療機関や配置医師の状況を確認するよう依頼がありました。

つきましては、貴医療機関が高齢者施設等の連携医療機関や配置医師となっている場合、施設等を通じて、施設入所者にコロナ患者が発生した場合の対応について確認や相談がありますので、御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、別紙のとおり、施設内療養を行う高齢者施設等への補助については、必要な要件がありますので、ご確認くださるよう併せてお願い申し上げます。

担当：保健医療部感染症対策課クラスター対策担当

TEL 048-711-1439

福祉部高齢者福祉課施設・事業者指導担当

TEL 048-830-3247

別紙

高齢者施設等での感染対策を含む施設内療養の体制について

施設内療養を行う高齢者施設等に対しては、位置づけ変更後も、以下の要件を満たすことが確認された場合、地域医療介護総合確保基金（介護分）による「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」として施設内療養者1名あたり最大30万円を補助するとされている。

必要な要件は以下のとおりである。

（要件）

1. 施設の入所者に新型コロナウイルスの感染者が発生した際に、次の医療機関を確保していること。なお、自施設の医師が対応する場合も含む。

- ・施設からの電話等による相談への対応
- ・施設への往診（オンライン診療含む）
- ・入院の可否の判断および入院調整の実施（当該医療機関以外への入院調整を含む）

注）入所者により対応する医療機関が異なっても差し支えないが、全入所者について、対応する医療機関を確保済みであること

入所者全員が普段は通院している者のみである場合であっても、必要に応じて往診できる体制が必要

2. 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施

- ・全職員に対して、研修を実施していること
- ・感染症の予防及びまん延防止のための訓練を実施していること

3. オミクロン株ワクチンの接種

- ・希望する入所者へのオミクロン株対応ワクチン（1回目）を施設単位で接種していること（住民接種により対応した場合には、入所者への接種勧奨及び接種状況の把握を行っていること）

以上